

瀬戸市国民健康保険データヘルス計画 (第2期計画)

平成30年3月
愛知県瀬戸市

第1章 データヘルス計画の策定にあたって

1	計画の背景と目的	1
2	計画の策定・推進体制	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	計画の公表	2
6	地域包括ケアに係る取組及びその留意事項	2
7	個人情報の取り扱い	2

第2章 瀬戸市の概要

1	瀬戸市の歴史と産業	3
2	瀬戸市の人口動態	
	(1) 人口の推移と将来推計	3
	(2) 平均寿命と健康寿命	5
	(3) 死因別死亡率(標準化死亡比)	6
3	介護保険の状況	
	(1) 認定状況	7
	(2) 要介護(支援)者の有病状況	7
	(3) 疾患別要介護(支援)者有病割合の県比較	8
	(4) 介護認定有無別の一人当たり医療費の比較	8
	(5) 2号被保険者の要介護の原因疾患	9

第3章 瀬戸市国民健康保険の状況

1	被保険者の構成	10
2	財政状況	11
3	医療費の概況	12

第4章 被保険者の健診の状況

1	特定健康診査	
	(1) 受診者の状況	13
	(2) 未受診者の状況	20
2	特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)	21
3	生活習慣病予防健康診査	23

第5章 被保険者の医療の状況

1	医療の体制	24
2	受療の状況	
	(1) 一般疾病・生活習慣病保有者の状況	24
	(2) 一人当たり医療費及び標準化医療費の状況	25
	(3) 疾病別医療費の状況	27
	(4) 高額レセプト(診療報酬明細書)の疾患の特徴	30
	(5) 受療件数の状況	31
	(6) がん(悪性新生物)の状況	33

第6章	保健事業計画の評価	瀬戸市国民健康保険データヘルス計画(第2期計画)	別冊
-----	-----------	--------------------------	----

第7章	健康課題と対策の方向性		39
-----	-------------	--	----

第8章	保健事業計画	瀬戸市国民健康保険データヘルス計画(第2期計画)	別冊
-----	--------	--------------------------	----

第9章 補足資料

1	厚生労働省様式(様式6-2~7)	40
2	特定健診による糖尿病有所見チャート	41
3	特定健診ツリー図	42

第10章 用語の説明

1	特定健康診査の検査項目と基準値	43
2	特定保健指導の選定基準	43
3	主な用語の説明	44

第1章 データヘルス計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

今後ますます高齢化の進展が見込まれる中、できる限り長く健康で自立した生活が送れるよう、健康の保持増進に取り組むことの重要性が高まっています。また、こうした取組は生活の質の維持向上に大きく影響し、結果として医療費の適正化、ひいては医療保険制度の健全かつ安定した財政運営に資すると考えられています。

もとより国民健康保険の保険者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項に基づき、特定健康診査等のほか、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされています。

また、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下、「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下、「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

そのため、これまでも保険者においては、レセプトや統計資料等を活用することにより特定健康診査等実施計画の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところですが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有するデータを活用しながら、被保険者の課題に沿った保健事業を展開していくことが求められています。

こうした中、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、“国民の健康寿命の延伸”を重要な柱とし、「全ての健康保健組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。

こうした背景を踏まえ、瀬戸市においても、健康・医療情報に基づき課題を明確にしたうえでPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施するために「瀬戸市国民健康保険データヘルス計画」（以下、「第1期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。第1期計画の期間終了に伴い、第1期計画を振り返り、新たな保有データを活用しながら、健康課題の対策と方向性を示した「瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第2期計画）」を策定し、保健事業の継続・充実を図ることで、引き続き瀬戸市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の健康維持増進を図ります。

また被保険者の健康維持増進はもとより、市民全体への波及効果も大きな目的としています。

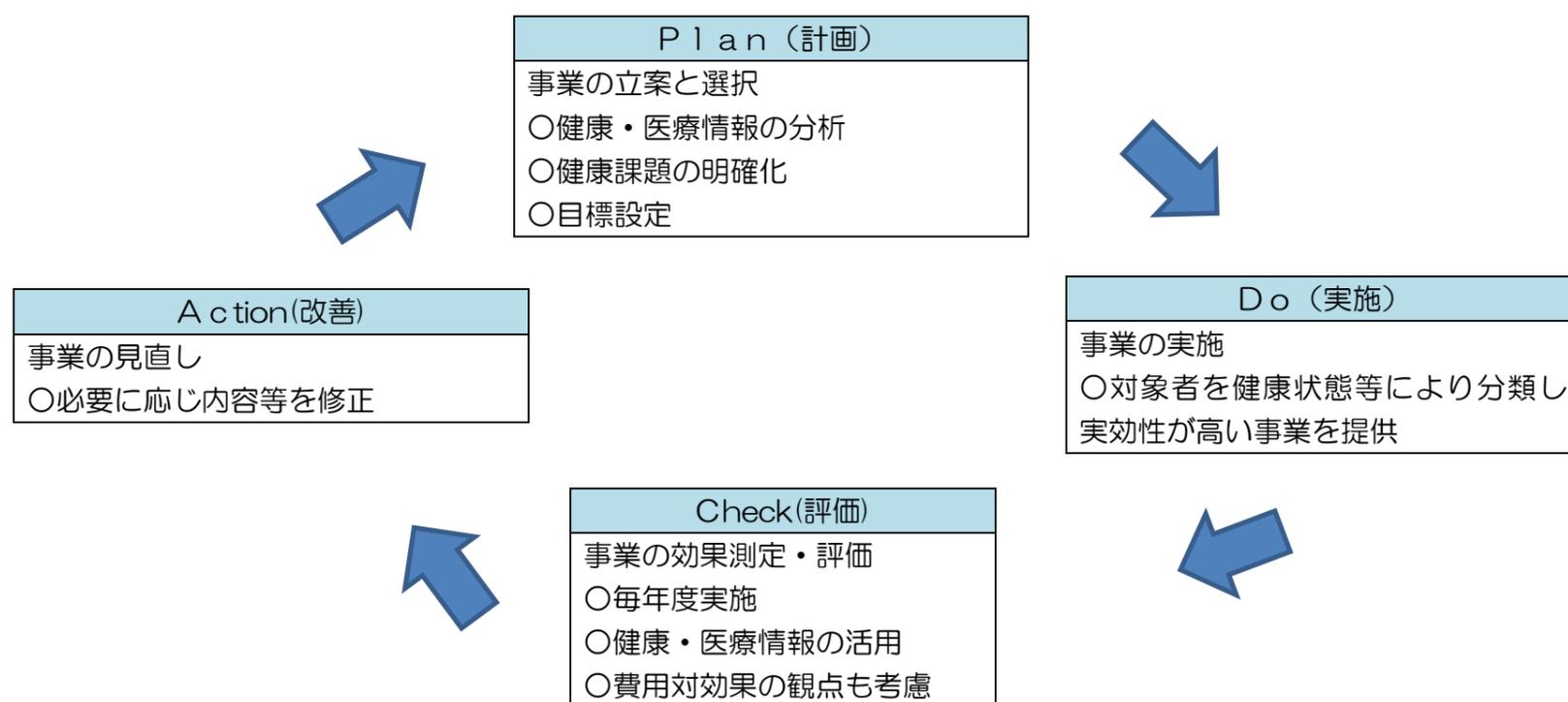
2 計画の策定・推進体制

健康の維持・増進を図るためには、健康への意識づくりや疾病予防など、幅広い取り組みが必要となるため、計画の策定・実施にあたっては、庁内関係部署はじめ医療機関、関係団体との連携を図りつつ進めていきます。

また、計画の策定は、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表を構成員とする瀬戸市国民健康保険運営協議会にその内容を諮り、事業の実施にあたっては、毎年度、その評価を瀬戸市国民健康保険運営協議会に報告し点検することにより、次年度以降の取り組みを確実に進めるとともに、必要に応じてこの計画の内容を実態に即した効果的なものに見直していきます。

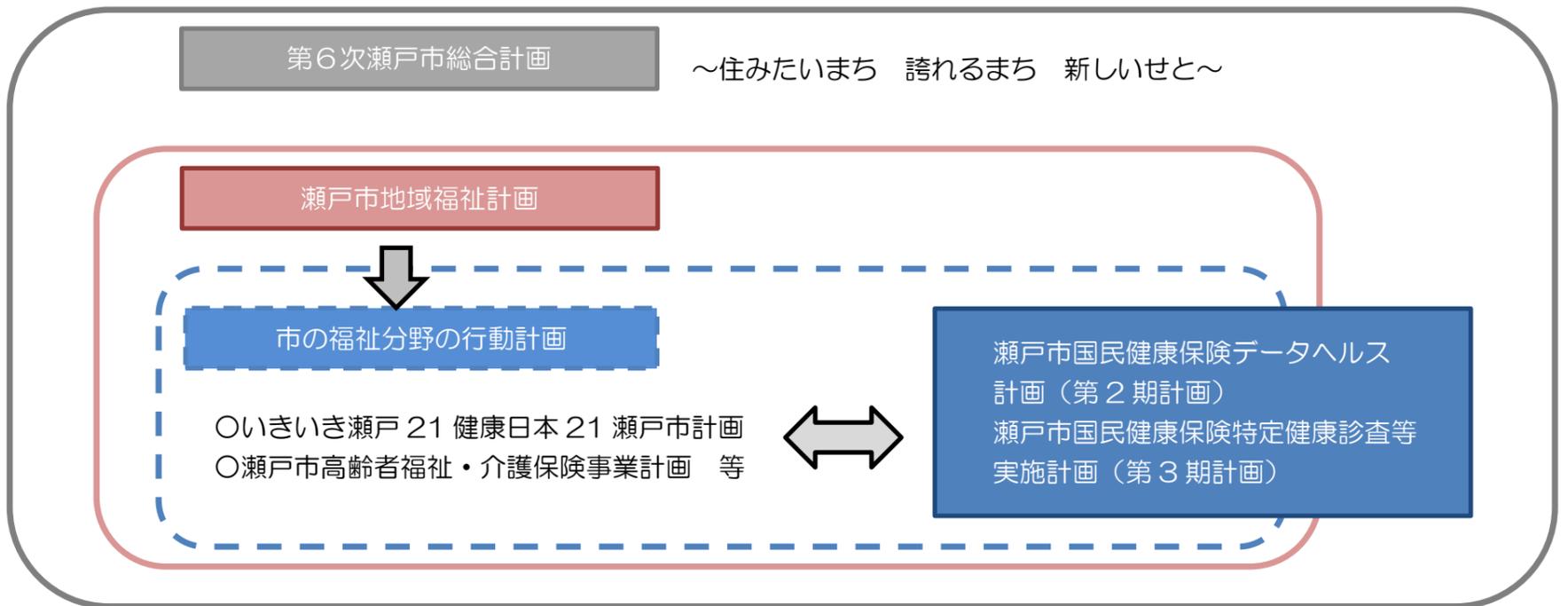
第1期計画に引き続き、効果的・効率的な保健事業を継続するため、次のようなPlan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の繰り返しにより進めていきます。

【計画推進イメージ図】



3 計画の位置づけ

この計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21【第2次】）」に示された基本方針及び「第6次瀬戸市総合計画」等を踏まえるとともに、「いきいき瀬戸21 健康日本21 瀬戸市計画」等との整合を保ち、連携を図ります。



4 計画の期間

第2期計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期計画）と一体的に連動して運用を行います。

	H20年度	H24年度	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	H35年度
データヘルス計画				第1期計画 (H28～29年度)		第2期計画 (H30～35年度)	
連動							
特定健診等実施計画	第1期計画 (H20～24年度)			第2期計画 (H25年度～29年度)			第3期計画 (H30～35年度)

5 計画の公表

この計画は瀬戸市ホームページに掲載し公表するとともに、広報せとへの掲載や関係団体等に対する周知を図ります。

6 地域包括ケアに係る取組及びその留意事項

健康・医療情報と介護情報を活用するなどして分析を行い、今後も進行する被保険者の高齢化に向け、高齢層の被保険者の暮らしを支えるための課題の抽出に努めるとともに、介護予防の取組みと連携した生活習慣病の発生予防や重症化予防対策の実施、地域で被保険者の健康づくりを支える連携促進のため瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議へ参画し情報共有等を図ります。

なお、今後、分析結果に関する知見や、国の動向により、必要な場合には計画の見直しを行うこととします。

7 個人情報の取り扱い

この計画に基づく事業実施に伴う個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン、瀬戸市個人情報保護条例、瀬戸市個人情報保護条例施行規則等を遵守し、適正に管理します。

また、国民健康保険法第120条の2に基づき、瀬戸市の職員及び瀬戸市の職員であった者は、事業実施の際に知り得た個人情報に関する守秘義務規程を遵守します。

事業を外部委託により実施する場合は、瀬戸市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を監理していきます。